◎新潟県告示第369号

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例第2条の規定により、当該試験、検査等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額(平成26年3月新潟県告示第505号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

						1						
試験、検査等の種類			手数料の額				試験、	検査等の種類		手数料の額		
				単位	金額						単位	金額
(昭	各)						(附	子)				
2	(1)	(略)					2	(1)	(昭	务)		
	機	ス料	度測定試	(略)	(略)			機	ス	粘度測定試	(略)	(略)
測	械	験					測	械	懸	β		
定	的測定		- ックス線 試験	1ま1を1増と時で時超時すに	9,370円7,140円		定	的測定				
	(略)							(略)				
(略)							(附	<u>})</u>				